

一般社団法人島根県臨床検査技師会

表 彰 規 程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

平成 28 年 9 月 16 日 改訂

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）定款および組織運営規程に基づき、表彰及び表彰推薦に関する必要な事項を定める。

(区分)

第 2 条 この規程に基づく表彰及び表彰推薦は、次の各号とする。

- 賞
1. 名誉会員
 2. 功労者及び学術業績者
 3. 永年職務精励者
 4. その他

表彰推薦

1. 叙勲等
2. 日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という）関係
3. その他

第 2 章 表彰審査委員会

(審査委員会)

第 3 条 組織運営規程第 9 条に基づき、前条の目的を遂行するため表彰審査委員会（以下「委員会」という）を置く。

(構成)

第 4 条 委員会の構成は、5 名とし、一般会員より 4 名、理事の中より 1 名とする。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再選を妨げない。

(任務及び運営)

第 5 条 委員会の任務は、理事会より付託された事項について審査を行い、基本的事項については、文章で、その他は、口頭で会長に報告する。

- 2 会長の要請により委員長または副委員長は、理事会の席上で審査内容を報告しなければならない。
- 3 審議の資料及び議事録は、事務局に整備、保管する。

第 6 条 委員会の運営は、付託事項に伴った資料の提供を理事会に請求し、その資料及び委員会独自の資料に基づき審議を行う。

第 3 章 名誉会員

(推薦)

第 7 条 名誉会員候補者については、審査委員会の決議を会長に報告する。会長は、その推薦に基づき総会の承認を得る。

(推薦基準)

第 8 条 名誉会員推薦基準は、原則として、この規程第 10 条の功労者表彰該当者の中から選考する。

(処遇)

第 9 条 会長は、名誉会員に対して、ふさわしい処遇につとめるものとする。

第 4 章 功労者及び学術業績者等

(表彰基準)

第 10 条 功労者及び学術業績者等(賞 2.~賞 4.)についての表彰基準は、次の各号による。なお、この対象は、会員及び元会員とし、表彰基準の基準日は、総会年度の 3 月 31 日とする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 功労者 | この法人の発展に顕著な功績があった者で、別表 2.に該当する者。 |
| (2) 学術業績者 | この法人の名声を高揚する研究、発明考案、著者発行等を行ったもので、別表 3.に該当する者及び団体。 |
| (3) 永年職務精励者 | この法人に入会後、引続き 20 年以上在籍し、満 51 才以上に達した者で、別表 4.に該当する者。 |
| (4) 特別表彰 | 全各号のほか、この法人の名声を高揚することで、別表 5.に該当する者及び団体。 |
| (5) 奨励賞 | この法人の主催する事業に出席が精励の者については、表彰することができる。 |

第 5 章 表彰及び表彰推薦

(表彰)

第 11 条 表彰の場及び時期については、次の区分による。

- (1) 名誉会員、功労者、学術業績者及び永年職務精励者は、定期総会又はこの法人が特別に行う行事の際に行う。
- (2) 特別表彰及び奨励賞は、その都度行うことができる。

第 12 条 表彰は、表彰状を授与し、副賞を添えて行うものとする。

(表彰推薦)

第 13 条 表彰該当者の推薦があった場合は、その都度、委員会を開き該当者を審査し、会長に報告する。会長は、委員会の報告に基づき理事に諮り、法人として依頼者へ推薦する。

第 6 章 補 則

(取扱いの特例)

第 14 条 この規程により処理できない事項については、理事会で処理する。

第 15 条 別表 1～5 以外に表彰審査委員会で細部の基準を設けることができる。

2 その基準は、理事会の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程は、理事会の議決により改訂または廃止することができる。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1. 名誉会員推薦基準

- (1) 60 才以上の職務を退いた会員で、(2)または(3)に該当する者
- (2) 会長経験者
- (3) 理事経験者で役員歴 10 年以上

別表 2. 功労者表彰基準

- (1) 会員歴 20 年以上
- (2) 年令 45 才以上
- (3) 「日臨技」役員等経歴者
- (4) この「法人」の定款第 25 条に定める役員経歴者
- (5) 3 及び 4 の役員経歴を併せて 15 年以上
- (6) 役員とは、会長より役員委任状を受けた者

別表 3. 学術業績者表彰基準

- (1) この「法人」の名声を高揚する研究、発明考案、著者発行等を行った者
- (2) この「法人」の目的に沿った研究並びに後進の指導に 5 年以上従事している者で、顕著な功労があると理事会で認められた者
- (3) 会員歴 3 年以上
- (4) 年令は、問わない

別表 4. 永年職務精励者表彰基準

- (1) 会員歴 20 年以上（職務により他都道府県に在籍した期間も、「日臨技」会費を納入した者は含むが、この法人の在籍期間が 15 年未満は除く）
- (2) 年令 51 才以上

別表 5. 特別表彰基準

- (1) 理事会でとくに表彰を必要と認めた者
- (2) 会員歴・年令は、問わない
- (3) この法人に顕著な功績のあった会員及び賛助会員